

意見書案第15号

乳児用液体ミルクの国内販売に向けた法改正に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月 2日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	石井 めぐみ
〃	〃	池田 慈
〃	〃	齋藤 久代
〃	〃	阿部 洋子

乳児用液体ミルクの国内販売に向けた法改正に関する意見書（案）

粉状ではなく液状でパッケージされ、そのまま赤ちゃんに飲ませることができる乳児用液体ミルクは、欧米など海外ではスーパーやドラッグストアで簡単に手に入ります。無菌充填されており、粉ミルクの製法では取り除けない細菌が液体ミルクでは滅菌できていることから、WHOでは新生児や高リスクの赤ちゃんに人工乳をあげる場合は粉ミルクよりも液体ミルクが望ましい、とされています。

しかし、日本国内では、食品衛生法の中の乳製品について定めた省令（乳等省令）で、乳児用ミルクの品目名が「乳児用調整【粉】乳」なので、液体ミルクはここに当てはまらないため、粉ミルクを使用せざるを得ません。

そのため、乳児にミルクを与える際には、哺乳瓶を洗浄し、熱湯、薬剤、蒸気などで消毒、ミルクを計量し哺乳瓶に入れ、70度以上のお湯でミルクを溶かし、衛生的な水を足して適温に調整するという手順を踏まなければならない、夜間や風邪をひいているときなどはとても大変です。また、出かけるともなれば、消毒済み哺乳瓶を2～3個、粉ミルク、お湯を入れた魔法瓶、水という重くてかさばる調乳セットを持ち運ぶことになります。

それに比べて、液体ミルクは個包装なので衛生的でかさばらず、調乳済みで手間もかかりません。室温のまま飲ませることができ、乳児が泣いたらすぐにあげられるので、育児負担を軽減させることにもつながります。

さらに、災害時においては、ストレスや体調不良で母乳が出なくなってしまうケースがあり、避難所で、また自宅であっても、水や電力が安定的に使えない状況で哺乳瓶を洗って消毒し、お湯を沸かして調乳する作業は、大きな困難を伴います。乳児が母乳もミルクも飲めない状況が長く続けば、死に直結する恐れがあります。

以上の理由から乳児用液体ミルクの国内販売に向けた法改正の検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣